

《資料7》 「日本キャリアデザイン学会 理事選挙に関する規程」の改定案について

改定趣旨

- ・学会規約の改定に伴う改定
- ・項及び号等の文言の整理

改正案	現行
<p>規程の性格 第1条 本規程は、学会規約第11条に基づき、理事選出の細目を定めるものである。</p> <p>役員選出方法 第2条 理事のうち15名は、正会員の投票による選挙によって選出する。 2 会長は、理事の総数が20名に達するまで正会員の中から理事を指名することができる。</p> <p>選挙管理委員会 第3条 選挙は、選挙管理委員会が管理する。 2 選挙管理委員会は、選挙管理委員4名以上8名以内で構成し、うち選挙管理委員長1名をおく。 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。</p> <p>第4条 選挙管理委員は、常務理事会が正会員の中から委嘱する。 2 選挙管理委員は、のちに定める役員候補推薦人及び推薦リスト上の候補者になることはできない。選挙管理委員で役員候補を推薦しようとする者、または推薦リスト上の候補者になろうとする者は、その職を辞任しなければならない。 3 前項の辞任が発生し、選挙管理委員が3名以下になった場合、常務理事会は遅滞なく選挙管理委員を補充する。</p> <p>第5条 選挙管理委員会の任期は、現役員の任期が終了する半年前から開始し、新役員の就任する総会とともに終了する。</p> <p>選挙実施時期 第6条 選挙の公示は、現役員の任期が終了する総会の3か月前までに行い、投票の開始を総会の2か月前までに行い、投票及び開票は総会の1か月前までに終了する。</p> <p>選挙権・被選挙権 第7条 選挙権・被選挙権を有する会員は、選挙管理委員会によって定める時点において、その年度までの規定の会費を全額納入済みの正会員とする。</p>	<p>規定の性格 第1条 本規定は、会則第11条にもとづき、理事選出の細目を定めるものである。</p> <p>役員選出方法 第2条 理事15名を正会員の投票による選挙でもって正会員の中から選出する。選出された理事の互選によって選ばれた会長は、理事の総数が20名程度になるまで理事を正会員の中から指名することができる。</p> <p>選挙管理委員会 第3条 選挙は、選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は、選挙管理委員4名以上8名以内で構成し、うち選挙管理委員長1名をおく。選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。</p> <p>第4条 選挙管理委員は、常務理事会が正会員の中から委嘱する。 (2)選挙管理委員は、のちに定める役員候補推薦人及び推薦リスト上の候補者になることはできない。選挙管理委員で役員候補を推薦しようとする者、または推薦リスト上の候補者になろうとする者は、その職を辞任しなければならない。 (3)前項の辞任が発生し、選挙管理委員が3名以下になった場合、常務理事会は遅滞なく選挙管理委員を補充する。</p> <p>第5条 選挙管理委員会の任期は、現役員の任期が終了する半年前から開始し、新役員の就任する総会とともに終了する。</p> <p>選挙実施時期 第6条 選挙の公示は、現役員の任期が終了する総会の3か月前までに行い、投票の開始を総会の2か月前までに行い、投票及び開票は総会の1か月前までに終了する。</p> <p>選挙権・被選挙権 第7条 選挙権・被選挙権を有する会員は、正会員とする。但し多選禁止の規定(学会規約 13条)に基づき被選挙権を制限する。</p>

第8条 就任する時において、学会規約第13条の多選禁止の規定に抵触する正会員は、当該選挙においては被選挙権を有しない。

第9条 選挙管理委員長は、選挙の公示にあたり、前条の正会員を明示すると共に、被選挙権を有する会員全員の氏名を、全会員に通知する。

理事候補の推薦

第10条 正会員は、選挙に際し、5名以内の正会員を理事候補者として推薦することができる。推薦にあたっては、被推薦者の①氏名、②所属または職業、③学会への貢献・キャリアデザインに関わる業績などの推薦理由、の三点を示した推薦文を、常務理事会が別に定める書式にしたがって作成し、選挙管理委員会に提出する。

2 選挙管理委員会は、この推薦文を理事会に提出する。

3 理事会は、学会規約に基づいて候補者としての適否を審査し、その結果を選挙管理委員会に通知する。

4 選挙管理委員会は、前項の通知に基づき、候補者の氏名、所属または職業のみを記したアイウエオ順の理事候補者名簿を作成し、全正会員に対して配布する。

5 第4条の規定にしたがい選挙管理委員、事務局長及び次長は理事候補者を推薦することはできない。

投票の実施方法

第11条 投票用紙は、正会員に1部ずつ郵送する。

第12条 選挙は、5名連記による無記名投票による。

2 正会員は、第10条第4項の理事候補者名簿の中から投票するものとする。

3 正会員は、記入した投票用紙を指定する期日までに事務局に到着するように郵送する。

開票と選任者決定

第13条 選挙管理委員会は、前条によって送付された投票用紙を開票・整理・保管する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 選定数が、連記数の制限を超過したもの。
- (3) 指定の期日を越えて到着したもの。

(2) 候補者および選挙人となる正会員は、選挙管理委員会によって定める時点において、その年度までの規定の会費を全額納入済みでなければならない。

第8条 就任する時において多選禁止の規定に反する可能性のある会員は選挙管理委員会が明示する。

第9条 選挙管理委員長は、選挙の公示にあたり、被選挙権を有する会員全員の氏名を、全会員に通知する。

理事候補の推薦

第10条 正会員は、選挙に際し、5名以内の正会員を理事候補者として推薦することができる。推薦にあたっては、被推薦者の①氏名、②所属・職など、③学会への貢献・キャリアデザインに関わる業績などの推薦理由、の三点を示した推薦文を、常務理事会が別に定める書式にしたがって作成し、選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は、この推薦者のリストを審査し、全会員に対してその氏名、所属・職などに限って、アイウエオ順に整理したものを配布するものとする。

(2) 理事候補者として推薦されたものの配布にあたっては推薦人の氏名は公表しない。

(3) 第4条の規定にしたがい選挙管理委員、および事務局長は理事候補者を推薦することはできない。

投票の実施方法

第11条 投票用紙は、正会員に1部ずつ郵送する。

第12条 選挙は、5名連記によって投票するものとする。

(2) 選挙人は、第10条に定める推薦リスト以外の正会員に対しても投票することができる。

(3) 投票は無記名とする。

(4) 選挙人は、記入した投票用紙を指定する期日までに事務局に到着するように郵送する。

開票と当選者決定

第13条 選挙管理委員会は、前条によって送付された投票用紙を開票・整理・保管する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 選定数が、連記数の制限を超過したもの。
- (3) 指定の期日を越えて到着したもの。

(4) 記入の確認が困難なもの。

(5) 理事候補者名簿にない会員の氏名を記入したもの。

第15条 投票に疑義のあるものについては、選挙管理委員会が判定する。

第16条 得票順位の上位から順に15名までを**選任**する。

2 得票が同数のために定員数を選出できない場合は、**選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。**

第17条 選挙管理委員長は、理事に**選任された者**に遅滞なく連絡する。

2 理事に選任された者が選挙結果の連絡から1週間以内に理事就任の辞退を申し出た場合、得票順位の上位から繰り上げるものとし、次点者の得票が同数の場合は第16条第2項と同様に選任する。

会長指名理事の選任

第18条 理事会において互選された会長は、指名によって**5名以下の理事**を選任することができる。選任は会長選出後、1か月以内に行われなければならない。

役員選任結果の公表と承認

第19条 **理事の選任結果は、学会規約第10条に定める他の役員と共に、総会に報告され、その承認を受けねばならない。**

改定

第20条 本**規程の改定**は、理事会の発議に基づき、総会において決定する。

付則 本**規程**は2005年10月1日から施行する。

付則 本**規程**は2013年10月26日から施行する。

(4) 記入の確認が困難なもの。

第15条 投票に疑義のあるものについては、選挙管理委員会が判定する。

第16条 得票順位の上位から順に15名までを選出する。

(2) 得票が同数のために定員数を選出できない場合は、**抽選で決定する。抽選は、選挙管理委員会が行う。**

第17条 選挙管理委員長は、理事**当選者**に遅滞なく連絡する。

辞退と補欠

第18条 理事に選ばれた正会員が選挙結果の連絡から1週間以内に辞退を申し出た場合、得票順位の上位から繰り上げて選任する。次点者の得票が同数の場合は第16条と同様に処理する。

会長指名理事

第19条 理事会において互選された会長は、指名によって、**理事を5名程度**、選任することができる。選任は会長選出後、1か月以内に行われなければならない。

選出結果の公表と承認

第20条 **理事選出の結果を、選挙管理委員会および会長は会員に対して遅滞なく公表せねばならない。**

第21条 **理事および会長の選出結果は、総会に報告され、その承認を受けねばならない。**

改訂

第22条 本**規定の改訂**は、理事会の発議に基づき、総会において決定する。

付則 本**規定**は2005年10月1日から施行する。